

事件名	イケア製品写真掲載事件
判決日・事件番号	東京地判平成 27・1・29（平成 24（ワ）21067）
出典	最高裁判所HP
事案の概要	<p>原告が、被告が別表 1「被告サイト／製品写真」欄の製品写真及び別表 2「被告サイト」欄の文章、写真を、ドメイン名「IKEA-STORE.JP」「STORE51.COM」を使用したウェブサイトに掲載したことは、原告の著作権を侵害する、と主張して、被告に対し、著作権法第 112 条 1 項、2 項に基づき、当該製品写真及び文章・写真のデータのウェブサイトへの掲載の差し止め、これらの自動公衆送信及び送信可能化の差し止め並びにこれらの廃棄、及び損害賠償金の支払いを求める事案。</p> <p>（このほか、被告各標章を被告サイトのhtmlファイルのタイトルタグ、メタタグに使用することが原告商標権侵害、不正競争に当たるとして、商標権に基づく請求及び不正競争防止法に基づく請求も行っている。）</p>
請求の結論	一部認容、一部棄却
関係条文	著 10 条 1 項 8 号／著 21 条／著 23 条／著 27 条／著 112 条
著作物の種別	写真の著作物、言語の著作物
原告著作物	取扱製品の宣伝広告用写真及び文章
著作物性	認容
被告行為	被告が原告の製品をネット販売するにあたり、原告が撮影した製品写真と同一の写真、及び原告が作成した文章と同一又は類似の文章を、被告の通販サイトに掲載した行為。
権利の種類	複製権、翻案権、公衆送信権
主な争点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被告は平成22年11月9日以降の被告サイトの運営に関する責任を負うか 2. 被告が本件写真等を被告サイトに掲載したことは原告の著作権を侵害するか 3. 原告の損害額 <p>（その他、商標権、不正競争に関する争点として、被告が被告各標章をタイトルタグ及びメタタグとして使用したことが原告の商標権を侵害し、又は不正競争に該当するか）</p>

<p>判旨</p>	<p>1. クラシック社が被告サイト事業を実際に行っていることを示す客観的証拠が全くなく、かつ、被告が本件事業譲渡契約後も被告サイト事業に深く関わってきたことに鑑みれば、被告の供述はにわかに採用することができない。そうであれば、少なくとも、被告は、原告に対し、信義則上、クラシック社との間の本件事業譲渡契約があることを主張することができず、本件サイトに関する法的責任を免れることはできない。</p> <p>2. 原告各写真は、いずれも、<u>被写体の影がなく、背景が白であるなどの特徴がある</u>。…原告写真 A1, A2 等については、<u>同種製品を色が虹を想起せしめるグラデーションとなるように整然と並べるなどの工夫が凝らされているし、原告写真 A9…については、<u>マット等をほぼ真上から撮影したもので、生地の質感が看取できるよう撮影方法に工夫が凝らされている</u></u>。これらの工夫により、原告各写真は、<u>原色を多用した色彩豊かな製品を白い背景とのコントラストの中で鮮やかに浮かび上がらせる効果を生み、原告製品の広告写真としての統一感を出し、商品の特性を消費者に視覚的に伝えるものとなっている</u>。…そうであるから、原告各写真については創作性を認めることができ、いずれも著作物であると認められる。</p> <p>3. 原告は、著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額の損害を被ったものと認められる。原告各写真の著作物使用料相当額については、原告各写真は被告サイト事業において極めて重要なものであるとは考えられるものの、<u>広告写真としての原告各写真の創作性の程度が比較的低いことや原告の請求額に加え、ウェブサイトにおけるデータ変更の容易性等に鑑みれば、掲載期間に関わらず、一著作物当たり 1000円と認めるのが相当である</u>。原告各文章等の著作物使用料相当額については、原告各文章等は、これにより被告サイトが原告の公式サイトであるかのような外観を作出することができるという点において極めて重要なものであると考えられること、原告各文章等の創作性の程度が比較的高いことや原告の請求額に加え、ウェブサイトにおけるデータ変更の容易性等に鑑みれば、<u>証拠上認定できる掲載期間に関わらず、一著作物当たり 3000円と認めるのが相当である</u>。各著作物使用料相当額の合計は、14万円となる。被告の不法行為等と相当因果関係のある弁護士費用は、前記認定に係る原告の損害額その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、10万円が相当であると認める。そうすると、原告の損害額は、合計 24万円となる。</p>
<p>特記事項</p>	
<p>作成者コメント</p>	<p>※広告用の製品写真の著作物性が認められた事例。広告用の製品写真に関する著作物性が判断された過去の事例として、知高判平成 18・3・29（平成 17（ネ）10094）請負代金請求控訴事件（スメルゲット事件）、大地判平成 14・11・14（平成 13（ワ）8552）損害賠償請求事件（カタログ用写真使用事件）、大地判</p>

	平成 15・10・30 (平成 14 (ワ) 1989、6312) (住宅写真事件)。
作成者	脇坂祐子
作成日	平成 26 年 7 月 21 日